

住宅借入金等特別控除の確定申告について

平成21年中に住宅を新築・購入・増改築をして、金融機関や勤務先から借り入れた住宅ローンの返済期間が10年以上である等、一定の要件にあてはまれば「住宅借入金等特別控除」を受けることができ、所得税が軽減されます。

この特別控除を受けるには、新築した翌年に所得税の確定申告をする必要があります。

※申告に必要な書類等はP.11のとおりです。ご確認ください。

●確定申告の場所・期間

○マロニエフラザ申告相談会場

▼期間＝2月4日(木)～

3月15日(月)の平日、

及び2月21日・28日の日曜日

▼時間＝午前9時～午後4時

○上三川町役場(3階申告会場)

▼期間＝2月16日(火)～

3月15日(月)の平日

▼時間＝午前8時45分～午前11時、

午後1時～午後4時

※昨年までは1月に説明会を開催し、申告書の作成までの説明後、その場で申告を済ませることができましたが、今年からは説明会を開催しませんので、ご注意ください。

償却資産の申告は2月1日(月)まで

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用)の所有者に対しても課税されます。

平成22年1月1日現在、町内に償却資産を所有している方は、2月1日(月)までに申告してください。

▼申告の対象となる資産＝

平成22年1月1日現在、町内に存在する事業用資産(土地・家屋を除く)のうち、減価償却費が損金や必要経費に算入される資産で次のようなもの。

- 構築物(門、塀、看板、駐車場の舗装路面等)
- 機械、装置及びこれに付帯する設備
- 船舶(ボート、釣船等)
- 車両(フォークリフト等、ただし自動車税、軽自動車税対象車両は除く)
- 工具、器具、備品(机、椅子、パソコン、陳列ケース等)



※申告用紙は税務課にあります。なお、平成21年に申告のあった方には12月中に申告書を送付していますが、届いていない場合にはご連絡ください。

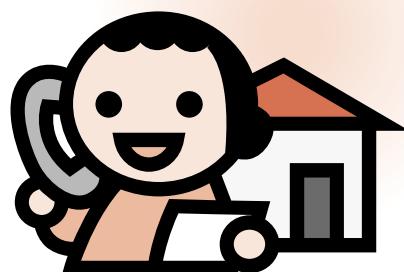
家屋を取り壊したら……………

固定資産税は毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

町では、家屋の新增築・取り壊しの調査に努めていますが、特に取り壊しの場合、把握できないことがありますので、家屋を取り壊した方又は取り壊す予定のある方は、税務課まで連絡くださいますようお願いします。

▼問い合わせ先＝

税務課 資産税係 ☎ 56 9123



●申告に必要な書類等

- ①平成21年分の給与の源泉徴収票(原本)
- ②住民票の写し(平成22年1月1日以降に発行したもの)

- ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2か所以上から借入れがある場合はすべての証明書)

- ④工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約年月日・契約金額・契約者名・物件記載のページと収入印紙が添付してあるページが必要です)

- ⑤宇都宮地方法務局交付の最新の家屋の「登記事項証明書」(平成22年1月1日以降に取得したもの)

*権利証(登記済証)は登記事項証明書ではありません。

- ⑥(住宅敷地等の取得にかかる借入金がある場合)宇都宮地方法務局交付の土地の「登記事項証明書」・土地の売買契約書の写し
- ⑦(増改築などの場合、①～⑥の他に建築確認済証の写し、又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書の写し)

- ⑧印かん
- ⑨申告者名義の預金通帳口座番号

▼問い合わせ先＝税務課 住民税係
☎ 569-1222

チェック表 ~住宅借入金等特別控除を受けられるか~

新築の場合

取得(増改築)した住宅の床面積が50m²以上であり、その2分の1以上が居住用である

中古の場合

マンションなどの耐火建築物は取得から25年以内・耐火建築物以外は20年内に建築されたもので、建築後使用されたことがあり、一定の親族等から購入した家屋ではない

増改築の場合

工事費用が100万円を超える、その2分の1以上が居住用部分である

取得した日から6ヶ月以内に居住を開始し、その年の年末まで引き続き居住している

★ローンの年数が10年以上で、金融機関や勤務先から借り入れたものである
★借入金は住宅の新規取得等のためである

年利が1%未満のものや、利子補給金(勤務先による住宅借入金利の補助)の支給により実質金利が1%未満ではない

入居した年とその前年、前々年について、居住用財産の3,000万円控除や、軽減税率の特例などを受けていない

合計所得金額が3,000万円以下である

※上記すべてにあてはまれば、住宅借入金等特別控除をうけられます。